

住友共同電力株式会社「新居浜北火力発電所建設計画 環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成27年3月30日
経 済 産 業 省

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、住友共同電力株式会社「新居浜北火力発電所建設計画環境影響評価準備書」について、住友共同電力株式会社に對し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は、別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：愛媛県新居浜市
(住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区構内)
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出 力：15万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	平成25年 3月29日
意 見 の 概 要 等 受 理	平成25年 5月23日
愛 媛 県 知 事 意 見 受 理	平成25年 8月16日
経 済 産 業 大 臣 通 知 発 出	平成25年 8月30日

<環境影響評価準備書>

環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理	平成26年12月 5日
意 見 の 概 要 等 受 理	平成27年 1月26日
愛 媛 県 知 事 意 見 受 理	平成27年 3月11日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成27年 3月20日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	平成27年 3月30日

問い合わせ先：電力安全課 磯部、榎福

電話：03-3501-1742（直通）

1. 総論

排ガス処理設備の適切な運転管理並びに騒音及び振動対策による大気環境の保全対策、排水の適正な管理による水環境の保全対策、廃棄物の適正な有効活用等の環境保全措置について適切に講ずること。また、環境監視の結果について公表に努めること。

2. 各論

(1) 温室効果ガス

- ① 本発電設備について、採用し得る最高水準の設備を導入し、電力と蒸気のコージェネレーションシステムとして、その総合熱効率を最大限向上させること。また、既存の経年火力発電設備と比べ二酸化炭素排出原単位が小さい本発電設備の熱効率の適切な維持管理を通じて、着実に二酸化炭素排出量を削減すること。
- ② エネルギー政策の検討も踏まえた国の地球温暖化対策の目標・計画の策定と併せて、関係事業者による検討の場の設置が表明された地球温暖化対策に係る電力業界全体の自主的枠組（以下「自主的枠組」という。）の構築に向けて、発電事業者として可能な限りの取組を行うこと。また、当該自主的枠組が構築された後は、小売段階が調達する電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
- ③ 本発電設備に供給される副生ガス（水素）及び余剰蒸気の最大限の有効利用を図り、一層の二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
- ④ 本発電所は2050年においても稼働していることが想定されることから、第四次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）に位置付けられた「2050年までに80パーセントの温室効果ガス排出削減」を目指すとの国の長期目標との整合性を確保するため、国の二酸化炭素回収・貯留（Carbon Dioxide Capture and Storage: CCS）等に関する検討結果や、二酸化炭素分離回収設備の実用化をはじめとした技術開発状況も踏まえ、今後の二酸化炭素排出削減対策について、所要の検討を行うこと。
- ⑤ 本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素排出削減対策について、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講ずること。

(2) 水環境

対象事業実施区域は我が国最大の閉鎖性海域である瀬戸内海に面しており、本事業の工事中及び施設の稼働に伴う排水の水質管理を適正に行うことはもとより、既設排水路及び放水口における水質管理を適切に行うことができるよう、管理者と水質管理に係る情報の共有を行うこと。

(3) その他

本事業により経年火力発電設備の稼働が減少されれば、環境保全上の優位性をもたらすことが期待されることから、関係者と協力し、最新鋭の天然ガス火力発電設備の導入及び稼働による二酸化炭素排出削減に向けて着実に取り組むこと。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。